

資料 1 - 3

地域子ども・子育て支援事業（子ども・子育て支援法第 59 条第 1 項～第 13 項に規定される事業）の新規事業について

① 利用者支援事業

<計画上の記載> P 26

【1】 利用者支援事業（第 59 条 第 1 項）

◆事業の内容

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

◆現在の状況（平成 25 年度）

市の窓口等で、案内・相談業務として対応しています。

◆次世代育成支援対策後期行動計画における目標と達成状況

後期行動計画では目標値は示していません。

◆今後の方向性

利用者支援専門員を設置し、子育て支援に係る施設や事業を提案して円滑な利用の手助けをする役割を担う人材の利用者支援設置専門員の配置を検討していきます。

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

■現在、示されている内容

・「基本型」（行政窓口以外で実施）、「特定型」（行政窓口で実施）、「母子保健型」（保健所・保健センター等で実施）の類型から実施。

○今後の対応

・利用者支援事業は、母子保健相談事業との連携などを検討しており、今後、内容等が変更になる可能性があります。ただし、内容の変更は、計画の見直しや次期計画の策定での位置づけで対応するなどになります。（国の資料等）

■以上をふまえ、計画上は現行のままとします。

② 実費徴収に係る補足給付を行う事業（第59条 第3項）

<計画上の記載> P 27

【3】 実費徴収に係る補足給付を行う事業（第59条 第3項）

◆事業の内容

保護者の世帯所得の状況等を勘案し、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

◆今後の方向性

新規事業のため、事業実施を検討していきます。

■現在、示されている事業内容

- ・生活保護世帯の児童に対し、以下の支援（補助金の交付）を実施
  - ・給食費（食材費） 1人当り（月額）4,500円 1号のみ
  - ・教材費・行事費等 1人当り（月額）2,500円 1号～3号
- ・但し、詳細な部分（要綱等）は、示されていない。

○今後の対応

- ・国から詳細な内容が示されていないが、13事業は、市町村で対象者がいる場合は、実施しなくてはならない事業であるため、実施にむけて検討するため、計画上にも同様に記載しています。

■以上をふまえ、現行のままとします。

③ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

<計画上の記載> P 2 8

**【4】多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業  
(第59条 第4項)**

◆事業の内容

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

◆今後の方向性

新規事業のため、事業実施を検討していきます。

■現在、示されている事業内容

・新規参入施設への巡回支援事業

市町村が、事業主体となり、新規参入予定者へ相談・助言等の実施。又は、その業務内容を委託する事業。

・認定こども園における「幼稚園の特別支援教育経費」等の対象とならない特別支援に対する補助事業

・但し、詳細な部分（要綱等）は、示されていない。

+

○鹿沼市の状況及び今後の対応

・平成27年度から実施の認定こども園は幼稚園型のため、該当はない状況です。

また、幼保連携型認定こども園（学校法人以外）の1号認定分などが、該当になる予定ですが、詳細が不明なため、②と同様の内容に計画上記載しています。

・新規参入施設への相談・助言等については、実施していますが、詳細な部分が不明のため、補助事業として該当するかどうかは未定です。

■以上をふまえ、現行のままとします。